

犬山市特別支援教育連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市特別支援連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特別支援教育の振興及び推進に関すること。
- (2) 特別支援教育推進のための支援体制の整備及び方策に関すること。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、教職員等の資質及び専門性の向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 団体関係者
- (4) 市職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、各年度において初めて開催する会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市特別支援教育連絡協議会設置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく犬山市特別支援教育連絡協議会の会長又は副会長であった者は、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。